

第3回 智頭町行財政改革審議会議事録

日時：平成22年2月9日（火）

10時00分から12時23分

場所：智頭町保健・医療・福祉総合センター「ほのぼの」
ひだまりホール

次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 第2回審議会内容報告
- 4 資料についての説明
- 5 議題
 - (1) 諮問内容について
 - (2) 次回審議会日程・審議事項の確認
 - (3) その他
- 6 閉会

委員名簿

江藤 俊昭（エトウ トシアキ）	山梨学院大学 法学部 政治行政学科 教授
岡田 一（オカダ ハジメ）	智頭町 NPO新田むらづくり運営委員会 理事
坂出 徹（サカデ トオル）	鳥取商工会議所 専務理事
寺谷 寛（テラタニ ユタカ）	新日本海新聞社 取締役 西部本社代表
藤田 安一（フジタ ヤスカズ）	鳥取大学 地域学部 地域政策学科 教授
前田 悦子（マエタ エツコ）	元鳥取県副出納長 兼 出納局長

1 開会（藤原総務課長）

ただいまから第3回行財政改革審議会を開催いたします。

はじめに江藤会長から挨拶

2 会長あいさつ（江藤会長）

本日は第3回の審議会にお忙しいところありがとうございます。本来なら雪のあるところですが今年は雪もなく、よいことかわるいことかわかりませんが、ありがたいことかと思えます。

第3回の会議では諮問事項の1を中心に論じることになります。

傍聴者には聴かれているだけでなく、住民主体で係わっていただきたい。お配りの資料の中の諮問事項1の中の真に必要な公共サービスと住民自治の在り方について議論していきたい。

前回の会議では政府のいう地域主権戦略会議の後だったので、義務付け枠づけ廃止の議論とか地方政府基本法が自治法に変わる方向性がだされてきた。地域活性化のために緑の分権改革という地方へエネルギーや資源を活かしていく話をしましたが、新しい動きを簡単に紹介させていただきますが、今度の国会では義務付け枠づけの廃止が当初想定していたよりかなり少ない額にはなりますが、私が想定したよりはよい方向で自治法改正がうごきます。議員の定数の上限撤廃という自治法90、91条の第2項部分で第1項で議員の定数は条例で定めるといっているのに第2項で人口別の上限と書いていた、その上限が撤廃される

きわめて見苦しい括弧書きがとれます。96条の第2項で議決権限を追加することが出来るとかいてあるが法定受託事務を除くと括弧で書いてあったその括弧が取れます。治外法権的にかかれていたことがなくなるだろう。という案が今回の通常国会に提出される予定になっています。

1月の下旬に政府の地方行財政検討会議が動き出しています。義務付け枠づけの廃止を含めて地方自治体のありかたが議論される。みなさんに考えていただきたいのは、二元代表制という議会の代表を住民が選ぶ、首長も住民が選ぶという制度を残したまま、議会の議員の身分を残したまま副市町村長や部局長に任命すると行ったことが制度設計、議院内閣制一種の変形となってくるようです。多様性を見通すことは大事だが、議会を分断したり首長と近い人を議員に選ばざるを得ないのでは？いまは憲法や自治法が想定している現状の二元代表制がようやく動き出していて、せつかくそういう議論が出てきているので現実の制度と運用がどうなっているか自治の在り方がどうなっているか、具体的にみなさんに提案していきたいと思っている。

もう一点ですが、今回の審議会の項目に議会を入れるべきか入れないべきかが争点になっていますが、名古屋の河村市長が議員報酬を特化させるとかお粗末な案があるが、議会の定数・報酬は議員提案なのだ、専権事項なのだから踏み込んではいけないのだという考え方がある。私は議会を弱めていく方向につながると思うが、頭の切替が必要だと思う。議会は住民のもの、行政も住民のものと考えないと広く考えなければならない。

自治基本条例や議会基本条例が全国的にたくさん制定されています、これは条例にしたことによって議会ではいけば会議規則を超えて住民の条例制定の直接請求の対象になります。今までは会議規則だけだと住民の直接請求の対象となりませんでした。議会基本条例にしたことで住民のものとして当たり前のこととして議論することになってくる。それをふまえて私たちの論点整理をどう考えていくか大事になってきますし、地区の自治のあり方を現場に即しながら広い視点をもちながら議論していきたいと思えます。

総務課長 藤原

ありがとうございました。続きまして、前回の審議会の内容につきまして総務課の河村参事の方から論点について説明します。

3 第2回審議会内容報告（事務局 河村）

12月25日の審議会の各委員さんからの報告で、今後の議論の進め方として「やはり行政で現状を検証して議論していかなければならない」という意見をいただいた。

本日の会議では行財政改革プランの内容を検証していただきまして、そのほか1/0、百人委員会などの検証を踏まえまして進めていきたいと思えます。

そのほか細かいことについては前回の議事録をご覧ください。

つづきまして、資料1からご紹介します。行財政改革プランの検証の総括でございます。

資料2でございますが、1/0むらおこし運動の成果と課題、昨年から地区ゼロイチの取組みを始めている。（山郷、山形地区）

資料3は百人委員会の成果と課題。本年度2年目になりますのでいろいろなまとめを各部会で行い、今後も提案をおこなうことになっております。

資料4は智頭町の政策内容 第5次計画の基本構想、H22に次の取組みにかかります。

行財政改革プラン（保育園の統合、様々な事業予算、過疎地域自立促進法、智頭町教育ビジョン、

福祉、林業）の計画に沿って事業を進めていきます。

総務課長 藤原

それでは議題のほう、江藤会長よろしく申し上げます。

会長：次第に沿いながら進めていきます。資料についての質問ありますか。

1として智頭町行財政改革プランの検証と評価についてですが、全体の資料と切り離してすすめるべきか？

寺坂：まず資料番号1について進めさせていただきます。

河村：時間の関係がありますので改革プランを中心に進めていきたい。

会長：基本的な発想として智頭のプランの根幹は総合計画なのでそれを抜きにした発想はありませんということを確認しておきます。

寺坂：資料の説明に入る前に第2回の行財政審議会で具体的な質問がありました件につきまして始めに説明します。決算で諸収入が多い理由をとということでしたが、これは平成11年度については、病院への短期貸付金に対する貸付金元利収入が3億円含まれているので増えています。平成12年度も同じように病院への貸付金等があるため諸収入が増加して

います。

次いで行財政改革プランの検証について説明します。行財政改革プランについては、平成17年度に作成しまして、平成21年までの5年間の期間設定です。

また、国の方から要請のあった集中改革プラン作成時期と重なり、これも兼ねたプランとなっております。

次に表の説明に入ります。表の左から17年度、21年度プランの額、差し引き、その右にあるのが平成21年度12月補正後の予算額となっております。平成21年度は、ブロードバンド事業が16億円と非常に大きな額となっておりますので、これを除外しまして実際の予算額は68億円ですが、表では52億円としています。網掛けのところが特徴的なところですが、まず町税につきましては、平成21年度の予算額は、7億8千万円となりプランの数字より1億3千万円増えています。といたしますのは、小泉改革による税源移譲として、国から地方へ税源を移譲されたので増えたかたちになっているところですが、逆に地方譲与税の方は所得譲与税等がなくなったりして減ってきています。

次に、国県の支出金は、経済対策など国の補正がはいってきており、非常に大きな額になっています。

歳入全体は、平成21年度プランでは38億円の想定でしたが国県支出金が増えた分平成21年度予算では52億円へ増額となっております。このうち地方交付税は、平成21年度にプランでは、20億6千万円の見込みとしていましたが、平成21年度予算は、23億円と国の特別加算等によって増えています。特別加算の内容は地方再生対策費、地域雇用創出推進費など当面の臨時的なものではありますが増額しています。また、小泉改革により地方交付税が大きく減った時期からもどってきた部分があって当初のプランより増えた形になっています。次に歳出ですが、扶助費と公債費はほぼプランと横ばいで、投資的経費につきましては額が増えれば、国・県支出金なり地方債も増えるわけですが、国の経済対策の関係及び以前は抑制していたのを徐々に回復させていることから5億3千万円増えています。網掛け部分の補助費等が2億8千万円増えている理由としては病院への繰入金が増えているからです。歳出全体では平成21年度プランでは42億9千6百万円となっております。また、プランでは赤字が出るような見込みになっていますが、平成21年度予算は当然予算ですので歳入歳出差引はゼロとなっております。また、基金残高もプランではゼロになっていますが、平成21年度見込みでは繰入金等を3億円程度見込んでいることを勘案し基金残高は約6億1千万円程度になる見込みです。次に町債ですが、増えているのは臨時財政対策債が1億円増えているからです。また、投資的経費が増えていますので、地方債も国県支出金と併せて増えてきています。

次に、この5年間の検証ですが、まず歳入増の対策については、固定資産税額の税率見直しを行い平成19年度に1.4%から1.5%に引き上げました。効果としては約3千5百万円の税収が上がっています。滞納整理対策については本部を設置し、繰越分について重点的に徴収しています。企業誘致の促進として平成17年度から2社を誘致しており

ます。町営施設の使用料を見直しし、使用料が無料であったものを最低100円からとして徴収するように改定したところ年間約70万円収入が増加しました。また、町有林の間伐材の売却によって3年間で930万円の収入となっております。また、職員からは駐車場協力金という形での協力が平成17年度頃からはじまり、平成18年度からは新たに教職員方々からからも協力いただくようになり、年300万円ほどの実績があります。ゴミの収集料金の見直しは平成18年度に有料ごみ袋の単価を10円程度アップし、年に300万円くらい収入増となっています。

次に2ページの歳出減の方の対策ですが、まず、職員の給与カットを平成16年度から始め、平成17年度は15%カットし、今現在平成21年度も4~8.5%のカットを行っております。特別職については20・30%、議員も同じく5~12%のカットをいただいています。この結果平均して年に約9,500万が削減されています。補助金、委託料についても見直しを行い、平成18年度から予算に反映させていますが一般財源ベースで2,700万円くらいの削減になりました。次に過疎バス対策ですが、以前は民間のバス会社に対して補助金を支払っていましたが、平成17年度から土日の運行減便・休止をおこない、平成18年度からはすぎっ子バスとして町営バスを運営し、年400万円くらいの削減となっております。次に保育園の統合については、4園を2園にして保育園だけで見れば約4,000万円の削減となっております。また、職員の旅費等で年400万円程度、指定管理者制度の導入により平成18年度から6施設で約400万円の削減になりました。その他、行政組織の見直しを実施した他、給与の適正化ということで50歳以上の職員の昇給幅の抑制、退職時特別昇給の廃止等を行いました。

最後に、積み残し事項を説明しますと、遊休土地の売り払いを公募しましたが、希望者と価格の折り合いがつかず売却が出来ていませんが、今後も進めていきたいと思えます。町営住宅駐車場の料金徴収については、舗装してからスタートさせる方向で検討中です。小学校統合につきましては、保護者への説明を行いながら進めており、平成21年度予算では耐震診断及び補強計画を行うようにしており、平成24年4月に6校を1校に統合予定です。給食センター等の民間委託については、引き続き検討をしていきたいと思えます。定員管理につきましては、プランに沿い退職者補充を3年間行いませんでしたが、職員の年齢構成が50歳以上の職員が半分以上のうち55歳以上が約30人といういびつな年齢構成になっています。このため平成20年度から採用を再開しています。職員数は、給食センターの民間委託をしなかった経緯もありプランの120人の基準より8人多い128人になっています。その他、今後は勤務評定制度を勤勉手当等に反映させるように考えていきたいと思えます。最後のページでは、県内の町村と比較した財政指標を載せていますが、地方債残高・基金残高については住民1人当たりのほうが良かったかもしれません。以前と比べると良くなった指標、悪くなった指標と様々です。

会長：だれが行財政プランをつくったのですか？内部だけですか？

寺坂：議会とのやりとりはあったが、基本的には内部だけで、審議会はつくっていません。

会長：公開はされましたか？

寺坂：作成時に住民説明会を行いましたし、インターネットでも公開しています。

会長：この資料にある項目とプランは連動していますか？

寺坂：基本的にはしています。

会長：資料とプランの項目の順序が違うのでよくわからない。たとえば歳入について国保の関係や事務事業の儀礼的な負担金について落ちていますが、これだけではないと思いますが、普通はこのプランの項目を入れていくのですがはずした理由は？

寺坂：始めに委員さんに送ったものは全て網羅していたが、この資料は抜粋というか主なものにしてありますし、国保については特別会計なので外しました

会長：落ちているものが、私にはわからないがプランとは大きくはずれてはいませんか。

寺坂：大きくは、はずれていません。

会長：途中で改革プランを修正しているということはないのか？ 集中改革プランも同じものですか。

寺坂：修正はありません。集中改革プランも同じものですがただ様式は違います。

会長：具体的には何が落ちているか？国保、負担金とかをはずした意味が判らない。

寺坂：国保と負担金部分だけだと思う。国保は特別会計であるのははずした。負担金は入れ忘れたかもしれない。

会長：他に落ちているものはありませんか。

寺坂：ないと思うが、あれば指摘していただきたい。

会長：項目を見るとときにプランの方から見るのに、それと資料の順番を変えているから判りにくい。その説明をちゃんとすべきである。

寺坂：プランのページを資料に振ればよかったが振っていないので……。歳入増と歳出減とその他に振りわけたので、プランの順番になっていない。始めに委員さんにお送りした資料はプランの順番になっていますが。お送りした後で内部協議し一目でわかる資料の方がいいのではということになりこの資料を作成しました。

会長：前回のどの資料か確認してみます。資料中の○印がついているのはどういう意味？

寺坂：○のついている年度から実施しているという意味です。

会長：評価はどこで見ればよいのか？どのくらい達成されているか、たとえばABCで評価してあるとよいのですが。

寺坂：達成度までは示していない、やったかやっていないかで○をつけています。非常におおざっぱではありますが。

藤田先生 行財政改革プランの検証については、プラス面とマイナス面があると思う。プラス面は歳入ということでは、町税は税源移譲により増えた。地方交付税は、新しい政権により増えた、国県の支出金が増えた。臨時財政対策債は当初なくなる予定だったが、なくならなかった。平成21年度プラン数値とくらべてみると歳入は大幅に増えたことは好ましいが、しかし歳出については、歳入よりもなるべく減らしていく展望をもたなければ

ばいけない。歳出の中身ですが、義務的より投資的経費が増えていて、これはある面では財政の余裕をみる指標だから改善されたとも言える。例えば、経常収支比率は、硬直性を緩和された指標として評価できる。そういう面における歳出の改正がみられたけれども、しかし、歳入が増えたということで投資的経費も増やすのではいつまでたっても財政が健全化していかない、健全化の歩みが遅くなってしまう。

1億7千万円の投資的経費が7億円になったのは、中身はなぜ増えたのか？節約できなかったのか？説明いただきたい。

寺坂：主に増加した事業は、国の経済対策の関係ですが、具体的には、緑の再生プロジェクト事業、公共林道事業関係、地方道路交付金事業、小学校の耐震化、災害復旧事業、板井原・八河谷地区の携帯電話用の鉄塔、消防車の更新、学校のパソコン等とか理科教材の購入などです。投資的経費が平成21年度プランでは、1億7千万円ということになっていますが、実際には、平成20年度の決算を見た場合、県下では智頭町が他に比べ投資的経緯費の割合が低くなっているというところもあって、これまで全体的に低く抑えていたものを、今回国の経済対策に併せて増やしました。以上が主な増えた理由です。

藤田：町債残高も増加してしまっている。どこで財政健全化を図っていくか、その努力のポイントはどこですか？歳入は増えたから、歳出も増やしているように見える。

会長：確認ですが、歳出が増えたから投資的経費を増額したのではなく、歳出部分と投資的経費が連動しているんですね？国の施策に乗って地方債が増えたのは交付税バックがあるからでどの自治体もやっている方向ですが、これでよいかというのが藤田委員の根本的質問だと思いますが。地方の状況をみるとしょうがないが、智頭町でそれをどう考えたのかが問題になってくる。

寺坂：各担当課と協議して、この5年間投資的経費を抑えていたのを県との関係もあるが平成20年度の後半から生活対策とか安心実現交付金とかを使い平成20、21、繰り越しもあるので平成22年度に限ったことかもしれませんが、なるべく財源をつかわないようにしてきています。

会長：投資的経費を増やさないと支出金も増えないという背景もあるので悩みどころでもありますよね。

坂出：県の場合景気対策に悪のりしすぎではないかと感じていた。この際事業をすればよいというところがある。この表（行財政改革プランの検証の総括）を予算で見るとか決算で見るとかによっても違う。基金からの繰入金が毎年3億円も繰り入れれば首が回らなくなる。決算では1億円ぐらいになると思うが、そういった意味でこの投資的経費が妥当かどうかは判断が難しいが、これまでずっと辛抱してきたのは分かるが、少し多いかなと感じる。また、臨財債をあてにするのはどうか？と思います。

会長：住民が一緒になってどう行政をおこなうかを議論するのが決め方かと思いますが。これは後ほどまた議論することになると思いますが。

前田：総合計画の中にどこに位置づけるか？ということところで連動させないと、何をする

のかという智頭町の施策が見えない。

切れ切れになってしまっているような気がする。いいものは取り入れるのはいいが、智頭町がどういう姿でありたいかという位置づけを持ち、これはこうしようとか意識がいったいなあとかじゃなく、国がどう県がどうかの筋あわせじゃなくて結局は総合計画の中でどういう位置づけされているかを職員全員が分かって予算を立てているのかが疑問。ひいては、それが住民サービスにも反映してくるのではないかと？

会長：そうした総合計画との連動、場当たりのではなく、先ほどの三位一体の負の側面の揺り返しが国や県が金を使えではなく、私たちはジャブと言っていますけど、投資的経費が増えざるを得ないという状況はわかるが、それを総合計画の中で智頭町がどういうポリシーをもって位置づけているかが次の論点として出てくると思いますが、その前にもう少し議論したいと思います。

寺谷：一番は収入増の対策と経費削減だと思うが、近年一生懸命、歳出減対策をやってこられた一方で、歳入増対策がどうだったのか？例えば企業誘致、観光、山の問題等そういう点で両方からアプローチしていくことが大事で、各先生が言われたように町が総合計画でどのような方向を目指していくのか整合性を取るべきである。その中の滞納整理で町長を本部長ということでやっておられますが、もう一方の詳しい資料の中で滞納額が大きなウェイトを占めていると思うので詳しい説明をいただきたい。

寺坂：滞納繰越分を集中的に徴収するようにしていますし、詳しい資料の方に平成19年度の滞納処分額が載せてあると思いますが、今までは滞納処分はやっておりませんでした。平成19年度から差押えとかの滞納処分に力を入れてきました。なるべく公平性を保つようにしています。ただ、滞納分の徴収に力を入れると現年度分の徴収に影響がある場合があります。

坂出：改革プランの検証の中で教えていただきたいのですが、平成17年度からの回収実績が載っているが、滞納額の推移というのとは？

金児課長：一連のものの中で、単年度ごとで見ると大きくは増えてはいない。税以外で一番大きいウェイトを占める住宅新築資金も下降の一途をたどると思うが、一番心配な部分は公共下水道の使用料、接続負担金の回収です。1戸あたり45万円の回収がなかなか出来ない。町税・国保税につきましては、法的に徴収出来ないものについては、平成20年度末で不納欠損処分をしている。ですから、年間的に言えばどんどん増えているということではありません。

坂出：不納欠損処分は、毎年毎年じゃなくてどこか一定のところで行うというやり方をやっておられるのか？

金児課長：私に来るまではそういう風な感じであった。こういうことはやめようということで、毎年毎年5年以上たつものとか、生活保護、死亡とか法的な部分で徴収や差押え出来ないものはきちんと不能欠損処分しようとしている。平成20年度からは不能欠損処分してきている。

藤田：滞納対策は強制的に差押えとかされていますが、今の不況下では払いたくても払えない方に対する対策をどう考えておられるか？一方的に上から財産の差押えということを見るとそういう人たちはどうして生きていくのですか？説得納得そういう面での対策をどういう風にしておられるかを話していただかないと困る。なんのための行政なのかと言いたいです。また、歳入対策のことですが遊休土地が処分出来なかったということであったが、遊休土地をいつまでも持っているが地方財政を圧迫する。塩漬けとかバブルの時に買ってそれを整理して工業誘致、団地にするということを持っていたらバブルがはじけて企業が来なくなり、買った土地の利子が財政を圧迫するということをちゃんと見ておかないと、折り合いがつかなくても早く処分しなければならない。地価は下がっていくばかりである。土地を持ったままにしていると町の負担は年々をあると思う。そこら辺はどう考えておられるのか。

金児課長：無理矢理な滞納整理はしていない。払えない人と払わない人をわけて厳しく取り立てをしている。督促催告をして出頭命令もしてそれでもなしのつぶてという人には厳しく対応している。納税相談にも応じているし、国保税についても短期保険証も交付するなど、ある程度穏やかに対応している。無理矢理に取り立てるようなことはしていない。

石谷副町長：町有地の処分の件ですが、鑑定評価を受けてその評価額をもって売り払うことを原則としているが、今の社会状況ではなかなか買い手が見つからないので進んでいない状況がある。藤田先生が言われるように、いろいろな角度からみて鑑定評価にこだわらなく処分した方がメリットがあるのではと思われる場合には、町有地の売却について柔軟に対応すべきであるし、これは、当然議会とも十分相談して考えていきたい。

藤田：財政に遊休土地があるためにどのくらいの負担が出ているか？

寺坂：一般会計の持っている土地は以前警察の官舎、法務局等があった場所でありそれを買った事による金利は払ってはいません。多少維持管理費（草刈り）とかはあるが、金利負担はありません。ただ、公社については金利負担があります。

藤田：一般会計以外は？公社から？

寺坂：一般会計以外は公社の方から出ています。公社は市中の金融機関から借り入れていて、その部分の金利負担が生じます。プランに載っている遊休地には金利負担というのはありません。

会長：悩ましい問題です。公社は塩漬けというとマイナスイメージだが、今後の智頭の方角性を考える上で有効に活用するという手だてがないわけではないし、金利負担ということもありますが、売ったことによる差額もどうするかということもありますし。その土地をどう使うかというビジョンをハッキリさせることが大事だと思います。

前田：小学校統合のこと住民との話し合いがつかなくてということでしたが、それが本当によいことかどうか検証しなければという話だったが、そういうものも勘案しながら進めていかないと単に歳出減になるからという話なのか。

寺坂：小学校については歳出減対策ということだけではありません。小学校の1クラスが

二人という学校もあり教育上望ましくないことの方が大きい統合要因です。小学校につきましては、交付税措置もあり、人件費の方は国費とか県費なので町にはあまり持ち出しがありません。歳出減対策だけでなく、教育上の観点や校舎が古くなったこと、やはり児童数激減という教育的環境の変化から統合を考えました。

会長：行財政改革プランをつくる際に是非考えてもらいたいのは、今から議論される全体的な計画との連動というものが必ず必要で、それを無視してものは出来ないと思う。それからそれをつくる時には行政内部だけでなく開かれた市民会議とか、智頭が持っている住民の力を基本にしながらくつられないとダメである。それからもう一点は、毎年これを評価しなければいけないし、その時にやった、やらないだけでなく評価基準もないといけないし、到達目標をしっかり決めて何が成果であったかの成果シートがないといけない。成果シートは、全国の標準になっていますのでこれがないということでは、今後開かれた行政とは言えない、そここのところからはじめなければならない。

次の話し合いが一番大事なところなのですが、それがその他の項目になっている。

河村：1 / 0 運動ですが、16 集落で進めてきました。自己決定、自己責任で問題解決する風土が発達し、行政に頼らない住民自治力が向上してきた。自治大臣表彰、総務大臣表彰など外部からの評価も受け、内部からも評価され、住民の意識も高まってきたのではないかと？毎年3月に住民の発表会が年1回あり、16 集落中 14 集落が継続して活動している。集落の担い手について、部落世話人町内から一回り若い世代が中心になってきた。女性、老人、子どもに活躍の機会の方が出てきた。交流・情報、住民自治、地域経営という 3 つの柱にそった活動が展開されてきました。

また、集落単位の運動を 10 年間継続することによって小学校地区単位の運動へと発展し地区レベルの課題になってきた。智頭町がモデルケースとして県にとっても財政支援制度確立の助けになった。単独自立を選択し自治力を向上するうえでゼロイチの精神を発揮し、百人委員会へも発展してきた。住民自らが発想し汗をかいてまちづくりを支援する基本ができてきた。

その裏側で課題ですが、10 年間の長いスパンで参加する集落の方が特定のメンバーに固まってしまったかもしれない。16 集落が取り組んできましたが、H14 から参加する集落がなかった。智頭町には 89 集落あるので、もうすこし参加する集落が広がればよかったかもしれない。

あらたに山形地区と山郷地区で 1 / 0 がたちあがったので、残り 4 地区についても取り組みが始まればよいと思います。また、1 / 0 運動以外でも地区の活性化を検討しながら小学校の跡地利用や地区の将来を考える動きが出てきている。

最後に集落振興協議会のなかには NPO の新田集落のような団体もあり、幅広い分野での活動を求めて、しばられずに活動できる人材活動とともに法人化の必要も検討しています。百人委員会については、まちづくりは行政だけでなく住民の思いを大切にということでスタートしました。各部会に委員が参加し予算化がされ、今年 2 年目を迎えています。町事

業すすめていくうえで住民に事業説明などをお願いする機会、事業への取り組みがスムーズにできて住民と協働できることで町の理解が深まりました。行政が情報提供できていなかったことができるようになりました。全国的にも注目され、問い合わせも多くあり、住民参加のまちづくりとして評価を受けています。

百人委員会は、1年ごとの公募によって委員をおこなっていて、2年目は、1年目に出た課題、企画を事業実施しながら次年度へ企画策定と進んでいきます。ただ委員間の温度差による弊害や委員会のやり方が問題になってきます。企画の実施にあたって多くの住民を巻き込んだ仕組みづくりや、情報発信のやり方について今後のあり方が検討事項です。

会長：資料番号4について連動しているので後ほど論じたいと思います。

岡田：財政状況も苦しい現状の中で1/0事業が16集落以降から手が上がってこないのはなぜか？という検証をしなければならないし、百人委員会の任期が1年だったが、2年目の継続性がないのはどうか？考え方として、委員の半分の50人が交替しては？計画だけ策定して実行は次の委員に任せるのはどうかと思う。民間委託等でこういう活動が進めば住民意識の向上、意識改革につながると思うので事務局と委員でやり取りしてほしい。そのあたりのところを委員同士でも話し合わなければいけないのは？

長石課長：ゼロイチにつきましては伸び悩みが確かにありまして、最初は7集落からはじまったが、増減はありましたが、現在H21で6集落と2地区、次年度は2集落と2地区になろうかとおもいます。一番の問題点はリーダーの欠如、集落の中に2,3名いらっしゃる集落は気運も盛り上がっていくのですが、なかなか手を挙げていただけない集落が多くて盛り上がっていかない現状があります。地区になるとリーダーは何人かいらっしゃるんですが、10年という期間が卒業とお伝えしたが、10年たつて補助金が切れてやっと自立とできるというスタンスでよいのでは？と感じます。独り立ちという意味で補助金が切れ、地域がこうあるべきだと気づいた地区からまた住民自治がはじまると感じています。

百人委員会委員長からも一言いただきたいが、問題点は100人が2年目以降は7,8割の方は継続してもらっていくので、新たな方が2,30人入っていらっしゃいます。初年度は企画になりますが、2年目になると継続の企画と新規の企画を事業実施するわけだが、新規部分と継続部分の温度差が発生する可能性がある。3,4年目になるとさらに温度差が出てくる。雪だるまのように企画が増えてくるが委員間でどのように調整するか？企画段階から実際に解決していく段階に移るべき時期ではないかと感じています。

岡田：委員の7割が継続とすれば、ある程度事業を理解しているという考え方でよいですね。

小林会長：百人委員会は予算を一切もらっていない。自分のための事業ではなく、例えば福祉では小中学生の予防接種、林業をするには林道をしっかりすべきだという意見はあるが、個人的な予算ではない。

岡田：委員会に予算を出すとは言っていないが、各事業へ予算を出しているのだから、言いかたが悪かったかもしれない。

会長：全体計画にうつるので、ここで百人委員会、0/1をどうするかを議論することはできませんが、住民の力がありますよ、問題点もあるんですよということを確認しておきたい。行革との関係で言うと百人委員会はすばらしいことである。全国でも百人委員会をしているところはあるが智頭町は予算につなげているというところ、公開の場で議論していることはほぼ例がないのでこれからもぜひ継続して行ってほしい。ただ、予算がふくらむ可能性があるのが問題で、行革の議論で増加する議論と削減の議論をどう関係づけていくのかが私たちに課せられている課題です。百人委員会の重要性は十々わかりながらもそこを同システムづけていくのか。1/0運動も住民が発想して汗をかくっていいことですが、集落、地区のリーダーが不在という議論がでてきている。また補助金が10年で終わっても町が支援し一定金額を出していくこともあり得る。宮崎市では地方税に500円上乗せしてそれを地域の事業に分配しています。そういうシステム作りもあるのでは？という参考です。

会長：つづきまして全体計画に移ります。1表の計画一覧が行革とどう連動しているか？

河村：資料4を見てください、第5次智頭町総合計画H14～23は地方自治法の関係で位置づけられたものです、

H14年時点の基本構想町の基本課題を7点あげていますが、第4次を引き継いで智頭の良さを継承発展、具体化していく。2人口減・少子・高齢化対策、3土地利用構想 4産業振興策の実現、5情報化対応による連携 6安全・安心のまちづくり、7広域連携・合併を視野に入れたまちづくりです。7の広域連携については智頭町が単独をすすめて行く中でも当然、広域連携は必要となってきますが、当初の計画とは異なってきた関係で、中の詳細については予算とは食い違ったところがありますが、智頭町行財政改革プランは基本的に総合計画の実施版として位置付けて作成したものである。重点改革としてi～ivの4点を目標にしてきましたが、反省なり成果を踏まえたプランを現在作成中です。

会長：時間の制約があるのでみたらわかるころではなく、これは大事であるというへそを説明して欲しい。またどう連動しているかが説明いただきたいです。

河村：基本的には総合計画と智頭町改革プランをもとに智頭町の基本的な施策が行われていますが、基本的にはその二つを中心に、あとは各関係課が担当しています。

会長：議会が関係し、議決するのは総合計画基本構想の部分という理解でよろしいですか？

河村：基本計画以外の諸計画につきましてもすべて議会に説明しております。

藤田：今の計画と次の計画で注意していくのは、今までの延長線上ではダメなのではないか？従来のやり方でやってきた地方自治体は借金で苦勞している。利用料使用料等の値上げをしていかなければならない、それではなんのための住民のための行政か？が問われてきている。それを転換しなければならぬ時期がきている。しかし、先ほどの歳入歳出の財政面の話聞いてもやはり今までの延長線上で予算がたてられてきている。小学校の統合、路線バスの民間委託、保育園の統合、指定管理者制度導入など、規制緩和や民営化によっていかに財政を切りつめていくかという面の政策が続いていますが、それがいい

面もあるかもしれないが、住民から見てどう不便を感じているのか？そこをキャッチしておかねばならない。行政からみて削減ができてよかったかもしれないが、住民から見ればどうなのか、検証すべきで、行政側がやりすぎだとかそこまでしてもらっては困るという住民の目線、追加の負担もあるってという住民の目線でみていくための計画作成や反省が必要で、今の社会の地域の安心安全を地域でしっかり確保する視点が抜けてしまっているのではないということを恐れます。国・県が支払うからお金をつかうのではなく、自分の地域の財政状況を考えて、今まで延長線じゃなく反省をふまえて議論しなければならない。

会長：藤田委員と話の評価が私の意見が食い違うところもあるが、今後のビジョンを明確にすることが大事だと思います。

藤田：江藤会長の意見でどういうところがずれているのか教えてもらうことが大事

会長：住民に説明していく作業は重要ですが、今の状況ではサービスの改変はありうる。もうひとつは、お金がないからカットするのではなく公共とはなんぞや？例えば学校の統廃合を含めて別の視点からの議論もあると思う。高度経済成長の中で行政が肥大化してしまっていることもある。住民から見れば大変なカットになるかもしれませんが、その中で財源を議論していかなくてはならない。金がないからカットしてるだけという議論で切っではない。補助金の出し方も出しすぎだったところもたくさんあるので、こういうことを考えていくうえで財政が聴きながらという感覚だけの議論ではない。ビジョンとして今後議論しておくということにとどめたいと思うが。

坂出：基本構想の行政の中での位置づけについては私にも責任がありまして、基本構想が自治法に入った当時、地方課の中で県がマニュアルを作って毎年ヒアリングをしていました。私の若いときに担当しましたが、県が市町村の行政の中身をチェックするのはおかしいと思って、やめました。その後、町が（基本構想の）議決をもらうまではよいが、予算にどうつながっているのといったところがスポッと抜けている。いまここでみると色々な計画があるが、基本構想と年々の事業をつなぐものが必要なんじゃないかな？と思う。

石谷副町長：私の経験からゆくと、計画を作るときは一生懸命作成するのだが、作成後に照らして日常業務をしているかというところがそうはなっていない。総合計画の位置づけですが、多治見方式ではないが、総合計画にうたっていないことは原則として事業化しないというくらいの強い位置づけが智頭町にはない。全部で14の計画を作っているがそれが総合計画の意を解した計画になっているか？という反省をして、今回の会をきっかけに行政の改革をしなければならないのであるが、委員からお話のあったようにしっかり考えていかなければならない。

寺谷：お二人の話を聞いていて、藤田さんが言われたようにバスを民間委託してみてどうだったか？小学校統合、指定管理、民間委託してみて、そこについてどうだったかを住民負担の問題とあわせて議論すべきだと思った。ゼロ分の一の実績、百人委員会をつなぐ住民のみなさんの話をつなげるところが新しい行政のあり方だと思った。

さきほどの総合計画と併せておっしゃった14の計画なりプランの基本的なところについ

でもう一度職員・住民のみなさんに周知徹底、情報公開していくことが大事だと感じます。

藤田：これからのまちづくりというのはいかに住民と行政と一緒にできるかが大事ですが、住民のためにするまちづくりということが基本だと思う。財政が苦しい中、いかに地域づくりをやっていくかが決め手であり、住民の助け無しでは行政もやっていけない。智頭町では1／0運動、百人委員会等のように住民主体の地域づくりを目指していこうという自治性が現れている。財政をあまり使わなくてもその分住民が協力してくれて額に汗して地域づくりをやっていけば苦しいけれどもサービス水準を向上する可能性があると思うし、こういう視点は非常に大事と思う。

1／0運動についてリーダーの欠如という話がありましたが、私の大学の研究室の学生が1／0運動を分析していて、若い人がなじんで、力になっていない現実を明らかにしました。若い人は少ないけどおられます。その若い人が参加していない理由は、1／0が若い人にとって魅力がないものになっているのでは？と感じている。地域への愛着は持っているが、運動に自ら参加はしないってことは、若い人にとって1／0が魅力のないものになっていて高齢者がすることと思っているのでは？高齢者が若い世代に1／0事業を託すという事が不足しているのではないかという分析をしている。

百人委員会は毎年、毎年新たに人が変わっていくし継続も認めているので新旧メンバーの間に軋轢がおこるのは当然のことで、それはすでに議論してしまったと新しい方についてしまっは新しい方の居場所がなくなり退席されることがあるのでは？2、3年は同じメンバーでやって、1年間の議論について提案し、それがどのように活かされているかを同じメンバーが監視する機関が必要なのでは？それをしないで1年ごとに百人委員会を起こしては、かえって住民と行政の間に不信感がおこってくるのではないか？住民の不満を一時的に解消するための委員会になってしまっ、住民の意見提案を誠実に行政が受け止めてそれを実施していく機関ではないと思われたらおしまいです。そういう面での改善は必要ではないでしょうか。

岡田：1／0運動に若い人の参加が少ないという意見ですが、今のゼロイチは若い人というのが10～20代でなく30～40代になってしまっているかもしれない。高齢者時代なので

前田：計画の位置づけがわかっていないと、たとえば百人委員会の中でも予算をつけるときいくらでもふくらんでいくとおもいがちだが、総合計画の中での位置づけが今まではこうだったと行政からも提案できるじゃないですか？どちらを選びますか？という選択肢というか、そういうのが必要なのではないのでしょうか、というか絶対必要です。総合計画のなかで位置づけられたビジョンが整理されていけばよいと思う。プランの一覧表みたいなものがあるべきです。

会長：総合計画は前期後期でわけているんですか？一本ですか？

河村：一本で基本構想で、基本計画が5年ごとになっています。その後は作成していない。

会長：基本計画の後ろに分野ごとの数値が載っているか？

長石：基本構想は10年スパン、基本計画は5年でローリング。単年実施計画については3

年ということですが、本来は基本計画部分の見直しをしなければならなかった。数字も古いものそのままになっています。

会長：昭和44年に議決事件にしたものでどんどん基本構想を抽象化してしまって意味のないものになってしまったが、智頭のビジョンを明確にするためにその部分（総合計画）を作っていく、しかもそれが予算に連動していくことが大切です。違う町長が作ったものは実施しないですよ。だれが町長になっても守らなければならないといていたが、それはおかしい。町長が替わったら総合計画は変えて連動させなければならないと思う。住民が関わったり、住民が関われる審議会を作ったり、一番大事なのは住民代表機関として議会がどう関わっていくか、そこでどういうふうに議決していくか、そして全住民の責任を持ってもらわないとおかしい。それ以外の計画については行政計画なので、それに連動させるように作っていかないと場当たりの行政になってしまう。さきほど前田委員が言われたように色んな提案が出てきたときにこういう計画はどっちがいいのか？という問いに答えられないことになってしまう。それを避けるためにはちゃんとした計画が必要で、変更ができてかまわない、変更するときどっちを取りますか？と言えるオープンな場がもてるかどうかです。予算との連動させた計画をつくるのが審議会の基本的方向になる。中身についてはこの審議会ですとやかく言うことではないが、いままでは総合計画と予算が連動してないから財政課長が力を持っている、あとから歳入部分は低く抑えて行革をどんどんやっている。議会は議決責任を持っていないので場当たりのやっている。住民は智頭町のビジョンがわからないから智頭町がどこに向いているかもわからないという現状があったかもしれない。これからは町長の公約に基づいた形での総合計画（住民の声、議会の声を聞いたものですが）そして全体のものにしていってそれを動かしていく、その時に1/0や百人委員会がどう関わっていくか、そういうシステムを作っていくような審議会にしていきたいと思う。最後に小林さんからお話をさせていただこうと・・・

小林：前田さんからも言われたが、年度当初に智頭町の予算がどういうことをやっていくか町長、課長から説明していただきます。そのうえで百人委員会の中で検討します。けっして予算を無視しているわけではありません。これから3月に論議する予定です。百人委員会自体には予算はないですし責任のない団体です。自分たちの要求をこうしたいと伝え、町がどのようにしていくのか提案していきます。それを町長がどう答えられるかはわかりませんが。

会長：時々住民参加の議論を聞くと「私たちが住民の代表だ、これを実現しないと許せない」という人もいるのですがそうことは違うってことですよ？ただ、百人委員会がお金をもらっていないのはわかりましたが、責任がないとは言わないでください。今日は審議会ということで首長から委嘱はうけるので、緊張感を持ってやるということで、今日も町長がいらっしゃっているので一言いただけますか？

町長：今日は先生方どうもありがとうございました。

会長：それでは事務局のほうに進行を戻したいと思います。

河村：次回は3月を予定します。2時間ではこの会の時間は短いでしょうか？

会長：個人的にはもう少し長いほうがと思います。

河村：3時間にします。では次回は3月18日に開催いたします。

会長：議会のみなさんは参加しますか？

河村：3月10日から24日までが3月議会になるので。調整します。

会長：自治法の規定では121条で「議長から出席要請があった場合は」という皮肉でした。

閉会

藤原総務課長 次回の審議会については調整して連絡いたします。

ありがとうございました。以上で第3回智頭町行財政改革審議会を終了します。